

小作争議調査表

No. 45

(月報番號第 五九號)

場 所	關 係 人 員	地 主 關 係 團 體	原 因	事 要 項 求	經 過
筑紫郡小塚村ノリノカ	地主 齋生茂喜 小作人 砥綿延太郎	+	前地主が現地主に粟争田を譲与して千八百坪を留置し、元利八百坪迄支拂い、 左ノ地を現地主に譲与し、現地主に粟争田を譲与して千八百坪を留置し、 土地返還を要求し、原因。	土地返還を要求	小作人計既二十数年、手作し、残りも、 小作人のため、之が土地返還を要求し、 四月十八日村役場を調停委員と開催し、 處分なきに、条件にて解決するに至る。
終 燧	關 係 地 種 類 面 積	小 作 人 關 係 團 體			
昭和十年三月二十八日	田二反一畝二歩	+			

(昭和十年四月分)

財團 協調會福岡出張所

備 考	果 結
	<p>一 筑紫郡小塚村戸松原三二、田四畝二六歩 二 合計一及四畝二五歩 三 小作人計既二十数年、石野地を昭和十年六月十五日限り土地返還する事、 但し土地返還に對し地主は雜作料として金二十五兩と小作人へ交付する事、 右雜作料七十五兩は昭和十年六月十五日迄土地返還と同時に交付すること、 若し雜作料交付せざる時は小作人が於て継続土地耕作するも異議を申し立てずること</p>